

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 19 日現在

機関番号：32634

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03436

研究課題名（和文）少年司法における調査・鑑別と処遇との連携状況についての分析

研究課題名（英文）Collaboration between assessment and treatment in juvenile justice system.

研究代表者

渡邊 一弘（Watanabe, Kazuhiro）

専修大学・法学部・教授

研究者番号：90449108

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は2012年の「再犯防止に向けた総合対策」等の展開により、少年司法においても、明確に実証的な犯罪学研究成果をふまえた対策が求められるようになったことを受け、少年法学における実証的・機能的研究方法の展開および学問方法の追求という観点から、「法務省式ケースアセスメントツール」を基軸とした鑑別・調査と処遇との総合的・体系的連携を模索するため、同ツールの機能検証と処遇と鑑別の連携についての分析に取り組むものである。

また研究期間中に少年法改正をめぐる論議が展開され、令和3年には改正少年法が成立したことを受け、本研究でも令和3年改正少年法における調査をめぐる課題の検討に取り組んだ。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近年の再犯防止に関する積極的な政策展開を受け、少年司法の領域においてもエビデンスに基づく有効な処遇に対するニーズが強まっている。少年司法においては刑事司法に比して鑑別・調査と処遇の連続的な運用が確立しており、その機能分析方法論の検討に取り組むことは少年司法に止まらず、今後の刑事司法の目指すべき方向性を検討するうえでも有意義であると思われる。

2021年少年法改正を受け、特定少年の処分選択に際しての調査の考慮については新たな課題が生じており、本研究で取り組んだ分析については改正法における調査・処分選択、処遇をめぐる問題を検討するうえでの基礎的研究としての意義を有するものと思われる。

研究成果の概要（英文）：This research tried to research collaboration between assessment and treatment based on the Ministry of Justice Case Assessment tool in juvenile justice system. For this purpose, this research focuses on the current situation of the relationship between assessment in Juvenile Classification Home Act and correctional education and treatment in Juvenile Training School Act. In this research, collecting documents that are necessary for studying and analyzing current situation of assessment in juvenile justice and interviewing with instructors and classification specialists, and Psychiatrists that are familiar with the issues surrounding assessment are performed.

And in the period of this research, Japanese Juvenile law was revised. In response to this revise, this research additionally tried to study some theoretical and practical problems posed by the influence of 2021 revised Juvenile law.

研究分野：刑事法学

キーワード：少年法 処分選択 調査 2021年改正少年法

1. 研究開始当初の背景

一般刑法犯検挙人員における成人再犯者率は1997年から一貫して上昇し続け、また再非行少年率についても、1997年を底として上昇し続けているという状況を受け、政府も再犯対策の重要性についての認識が高め、再犯防止に対して積極的な姿勢を示すようになっていた。2012年には、犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止に向けた総合対策」(以下、「総合対策」とする)が策定されたが、ここでは、個々の対象者の特性に応じた取組の実施、再犯要因分析に基づく施策の重点実施、可能な限り具体的な目標設定及びその達成のための仕組みづくりという観点を重視した、より総合的かつ体系的な再犯防止対策を展開していくとの方針が示されている。また、「総合対策」では、取り組まれた施策の効果の的確な把握という観点から、出所等年を含む2年間において刑務所等に再入所等する者の割合を数値目標における指標と設定したうえで、過去5年における2年以内再入率の平均値(刑務所については20%、少年院については11%)を基準とし、これを2021年までに20%以上減少させるという具体的数値目標も設定された。

「総合対策」では、重点施策の1つとして、対象者の特性に応じた指導及び支援を強化することが掲げられているが、その中で、少年期から成人後数年間における再犯防止対策の重要性が指摘されている。この方針に基づき、少年による再犯・再非行対策についても、再犯の実態や対策の効果等に関する総合的な調査研究が実施され、それに基づき、既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の実施が検討されていくこととされている。「総合対策」に基づく今後の再犯対策の取組みにおいては、明確に、実証的な犯罪学研究成果をふまえて対策を実践していくというEBP(Evidence Based Practice)が求められているのである。

また、2013年の『世界一安全な日本』創造戦略や2014年の「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」においても、犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策を推進するために、対象者の特性に応じた指導及び支援の強化という方針が示され、その中で少年鑑別所の専門的知識の活用、少年院出所者等の立ち直り支援などを内容とする「少年非行対策の推進」が掲げられている。このように、現在、少年の再犯・再非行防止政策についても、少年再犯についての調査研究の更なる充実と調査結果をふまえた有効な再犯防止策の構築という目標が明確に示されており、犯罪学・刑事政策研究については、有効な再犯防止制度の根拠となる知見の提示および、より有効な再犯・再非行防止政策を追求していく過程における各種施策の適正な効果検証という点において、有意義な貢献が期待されているといえる。

少年による再犯・再非行に関する犯罪学的研究については、リスク・アセスメント研究への関心の広がりが見られる。また、展望的観点からの研究としては、『平成23年版犯罪白書』の特集における少年院出所者の調査において、出所後の「犯罪のない状況」に焦点を当て、犯罪に至らない要因の分析も実施されていることも注目される。再非行抑止要因の抽出という観点からは、現在、法務総合研究所研究部で取り組まれているデジスタンス研究にも、有意義な成果報告を期待されている。

2. 研究の目的

2012年の「再犯防止に向けた総合対策」等の展開により、少年司法においても、明確に、実証的な犯罪学研究成果をふまえた対策が求められるようになっており、少年法学においても、研究方法論として、実証的・機能的研究方法の活用の在り方の模索が求められている。

法務省では、欧米を参考にしながら我が国独自のアセスメントツールとして「法務省式ケースアセスメントツール」を開発し、2013年から運用が開始されている。本ツールについては少年の生育環境や過去の問題行動歴・非行歴等これまでの出来事等に関する項目(5領域24項目)と再非行を防止するための教育や処遇を行う必要性に関する項目(4領域28項目)の計52項目で構成されている。評定した結果は、再非行防止に向けた今後の教育の必要性として、4つの領域(保護者との関係性の改善、社会適応力の向上、自己統制力の向上、逸脱親和性の低減)により数値化・グラフ化され、概括的に把握することができるものとなっている。2013年から運用が開始された本ツール自体の有効性等について、いまだ検証が十分には進んでいない状況にある。

本研究の目的は、「法務省式ケースアセスメントツール」を基軸とした鑑別・調査と処遇との総合的・体系的連携を模索するため、同ツールの機能検証と再鑑別の場面における処遇と鑑別の連携についての現状分析に取り組むものである。本研究は、調査と処遇の連携を対象として、少年法学における実証的・機能的研究の有効活用を模索するものであり、研究方法論的観点からも、少年法学の発展に寄与しうる内容と思われる。

3. 研究の方法

本研究は「法務省式ケースアセスメントツール」を基軸として、「総合対策」が示した 個々の対象者の特性に応じた取組の実施、再犯要因分析、可能な限り具体的な目標設定及びその達成のための仕組みづくりという観点を重視した、より総合的かつ体系的な再犯防止対策の展開、という観点からの再犯・再非行対策の実現可能性を検討することを目標とした研究であり、「法務省式ケースアセスメントツール」の内容の適正性および機能検証、「法務省式ケースアセスメントツール」を基軸とした処遇と鑑別の連続的・体系的運用についての現状分析に取り組む研究である。

本研究では、文献研究を中心とした心理アセスメント研究の現水準の把握に取り組むほか、少年鑑別所と少年院へのインタビュー調査に取り組み、鑑別技官・法務教官に対する鑑別と処遇の連携状況に対する聞き取り調査の実施、そして心理アセスメントに関する課題の抽出を目的とした精神科医に対するインタビュー調査を実施した。また研究期間中に少年法改正が行われたことをふまえ、特定少年についての調査上の課題を抽出すべく、改正法の立法背景の分析と改正法の内容の分析に取り組んだ。

4. 研究成果

(1) 少年司法におけるアセスメントについて

本研究では、「法務省式ケースアセスメントツール」を基軸とした鑑別・調査と処遇との総合的・体系的連携を模索するため、文献研究および実務家及び精神医学研究者へのインタビュー調査により、少年司法におけるアセスメントのあり方についての基礎研究に取り組むとともに、同ツールの機能検証と再鑑別の場面における処遇と鑑別の連携についての現状分析に取り組んだ。この点の研究については、研究期間が新型コロナウイルスの感染拡大の時期と重なったため、調査については大幅な制約を受けることとなったことを受け、文献研究を主体とする研究の取りまとめとなっている。

心理的アセスメント自体についての基礎研究としては、アセスメント概念をめぐる近時の議論を参照した後、心理学教育および臨床心理の実務において今日採用されている面接、心理検査、行動観察の手法についての理解に取り組んだ。心理アセスメントについての基礎研究の成果としては、少年司法における鑑別業務や調査実務における人間行動科学の知見に基づく「調査(アセスメント)」の実態の理解を深めることが出来たとともに、アセスメントのあり方についての展望として、各種の検査・調査による対象者理解の限界とともに、限界を自覚したうえでの総合考慮として、記述的に対象者の理解(アセスメント)につなげていくことに関する問題意識を設定するに至った。

少年鑑別所における鑑別については、面接方法、心理検査、行動観察、そして各種の評価ツールの運用について実務における実践の把握に努めた。とりわけ本研究が焦点を当てる「法務省式ケースアセスメントツール」については作成過程についての報告の分析を丁寧に行うとともに、鑑別技官や法務教官等へのインタビュー調査アセスメントレポート(少年簿)への反映の実際の理解に取り組んだ。研究の成果として、法務省式ケースアセスメントツールについては、少年鑑別所入所者から抽出したデータから作成された信頼性と妥当性の高いアセスメントツールであり、このツールの導入により、エビデンスに基づく再非行リスクの評価が可能となり、再鑑別も含めて処遇実務と鑑別との連携が強化されていくことが期待されるなど、エビデンスに基づく少年の再非行防止のための処遇の実践を導くものとして期待されていることを確認したほか、同ツールについては処遇効果検証、非行臨床実務、非行少年の類型化、各種理論検証などへの活用という点に関し、今後も科学的な少年司法研究における重要な分析対象として位置付けていく必要があることを確認した。本研究における分析としては、効果検証という観点からの鑑別と処遇の連携の分析という点に関しては、「法務省式ケースアセスメントツール」自体の機能評価は不十分という点も含め、法政策的観点からも科学主義に基づく少年司法の運用の追求のための重要な分析課題として位置付けられるとの結論を得た。

(2) 2021年少年法改正に関わる問題

本研究の研究期間中、2007年5月に成立した「日本国憲法の改正手続に関する法律」3条において国民投票年齢が18歳と規定され、また同法附則第3条1項において若年者の年齢基準に関する各種法に法制上必要な講じることが求められたことを受け、少年法の適用対象年齢を18歳未満に引き下げるべきかどうかの改正論議が生じた。本研究では、立法段階においては少年法適用年齢引下げを巡る問題、原則逆送規定の改正をめぐる問題についての検討を進めるとともに、2021年5月21日、第204回国会において「少年法等の一部を改正する法律」が成立し、2022年4月1日から施行されたことを受け、2021年少年法改正により生じる少年保護手続に関する問題のうち、特定少年の「保護者」の存在をめぐる問題、特定少年に対する虞犯規定適

用除外、「改正法」施行後の調査の在り方をめぐる議論に焦点を当て、「改正法」の評価と今後の実務上の課題についての検討を行った。

少年法適用年齢引下げについて

2017年2月より開催されている法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会においては、少年法適用年齢引下げの問題と若年者刑事法制の問題が検討されていることを受け、本研究では、法制審議会の諮問内容および議論状況をふまえ、今般の少年法適用年齢引下げをめぐる議論について、まず「国法上の統一性」の要請と慎重に向き合うことに重きを置いて分析を進めることとした。

本研究では「日本国憲法の改正手続に関する法律」（以下、「国民投票法」とする）制定の際の議論まで遡り、分析を行った。そして、この「国法上の統一性」という要請と法制審議会部会での議論においても共通認識とされている従来の少年法、特に保護処分による処遇の刑事政策的合理性の確保という2つの要請の関係という観点から、議論の整理を試みることにする。さらに本稿では、大人と子どもの法的区分に関する立法方法論について、少年法基礎理論からの考察とともに、刑事責任年齢や少年法の年齢基準に関する立法史研究成果をふまえ、論点整理を試みた。

本研究で採用した分析方法は、「少年法の正当化原理」、「年長少年の法的位置付けをめぐる議論」、「刑事司法と少年司法の関係」といった少年法の基礎理論研究、そして若年者保護法における年齢基準設定の方法についての歴史的・比較法的研究、さらに行動科学からの若年者の能力評価に関する研究の分析に取り組み、これをふまえて少年法適用年齢引下げ論への対応案として、「厳格な統一化」、「個別の設定の維持」、「柔らかな統一化」という方法を提示するに至った。この問題に関する研究の成果として、本研究においては現実に進む統一化の動きの重みを重視し、若年者刑事法制の有効な制度構築を期待した「柔らかな統一化」による対応が望ましいとの結論に至った。

原則逆送規定の改正について

2021年改正少年法では「特定少年の特例」についての章が設けられ、18歳及び19歳の年齢層については18歳未満の少年と少年法の適用がない20歳以上の者との中間層として位置付けられる「特定少年」として少年法の対象に留まり、特定少年に対する特例として一般的な逆送要件の拡大と原則逆送対象事件の拡大を内容とする「検察官への送致についての特例」、審判を開始した事件につき、少年が特定少年である場合には、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において、決定をもって、改正法64条1項各号に掲げる保護処分のいずれかをしなければならぬとする「保護処分についての特例」、不定期刑及び仮釈放に関する特例、換刑処分に関する特例、資格制限に関する特例、推知報道の制限などの同法における刑事事件の特例の不適用を内容とする「刑事事件の特例」などの規定が少年法に加えられた。これを受け、本研究では改正少年法のうち、原則逆送対象事件の拡大及びそれに関わる内容について、理論的検討に取り組んだ。

本研究においては特定少年事件に対する原則逆送対象事件の拡大について、「原則逆送制度の理解」、「改正法62条2項の規定方法」、「原則逆送対象事件の範囲」、「特定少年の保護処分相当性」をめぐる問題について理論的検討を加え、結論として、主要法制、とりわけ民法において成年年齢が18歳に設定された状況においては、今回の改正法が目指した18歳・19歳の年齢層については20歳以上の者とも18歳未満の者とも異なる取扱いをするという趣旨は正当であり、改正法において導入された「特定少年の特例」に関する各規定も、18歳・19歳の年齢層に対する社会的・法的地位に応じた対応の必要性と教育的処遇の確保という目的の実現手段として採りうる対応であったと評価できよう。処分選択に際し、犯行の「結果」や「犯情の軽重」という評価要素が形式化されたことには懸念も示されているが、これらの要素については従来の少年法理論においても展開されてきた概念であり、改正法において少年法に全く異質な概念が導入されたわけではないとの理解に至った。しかし、今回の改正法については、今後少年法学においては、特定少年の法的位置付け、保護処分の正当化原理、処分選択原理などの理論研究の活性化を導く契機となることとの結論も得た。

2021年改正法により、少年司法制度と現在の刑事司法制度については、対象者の適性、状況に応じた適切な社会復帰のための処遇を行うことを目的としているという点において共通性があり、若年犯罪者に対する保護的、教育的対応という点についても理念、そして処遇の実践面において重なり合いが認められることが確認されたものと評価出来よう。今回の改正法により、刑事司法と少年司法とはより連続的な関係となったものと評価できるものと評価出来るものと思われる。

なお、改正法では附則8条において、施行後5年を経過した場合において、「罪を犯した18歳以上20歳未満の者に係る事件の手続及び処分並びにその者に対する処遇に関する制度の在り方

等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるもの」としている。重大事件となると、施行後5年経過の段階では、処遇の有効性の検証は十分には行えないため、附則の規定に関わらず、改正法施行後は継続的な効果検証や政策評価の実施が求められるとの理解に至った。

改正法における少年保護手続をめぐる問題

特定少年の法的位置づけの理解と処分の正当化原理についての理解を基礎とし、2021年改正法施行後の少年保護手続について理論的観点からの論点提示と実務運用についての分析課題の提示を試みた。

本研究においては、鑑別・処遇段階での「監護」等の規定の維持との体系的整合性をふまえて特定少年の「保護者」をめぐる議論を分析したほか、「改正法」による特定少年に対する虞犯規定の適用除外の評価、そして2021年改正法による調査実務への影響とその検証に取り組んだ。

2021年改正による調査実務への影響をめぐる問題としては、「改正法」に対しては、少年法の条文に「犯情」という刑事裁判用語が明記されることの意味は重大であり、「改正法」施行後は家裁の調査実務が「行為責任」、「犯情」に基づいた分析調査に一層傾きやすくなることは明らかと考えられるとの指摘が見られることを確認した。また、「犯罪の軽重を考慮」することにより、本来、中心となるべき要保護性の調査よりも犯情の調査が重視され、これまで、要保護性の調査とそれを踏まえた教育的措置が少年の更生に重要な役割を果たしてきたことが形骸化され、その役割を十分に果たし得なくおそれが強いとの指摘もあることを確認した。

このように従来の調査実務の立場から調査の変容に対する懸念が示されているが、「改正法」における調査の在り方については第204回国会における衆議院付帯決議1項、参議院付帯決議2項などにおいて、拡大された対象事件にも十分な調査を尽くし、ただし書の事情も検討して慎重に個別の事案に応じた適切な処遇判断を行うことが想定されている。鑑別実務の立場からも、特定少年については、原則逆送対象事件の拡大など、取扱いの変更があることを踏まえ、これまで以上に的確に要保護性に関する調査・分析を行っていく必要があるとの理解が示されるとともに、改正少年法の施行に合わせて、鑑別の重点事項（行動観察を含む）、鑑別方式の心理検査の選定、精神科診察の要否、参考人面接等の実施などの、鑑別方針の設定をはじめとする鑑別実施上の留意事項を定め、鑑別実施体制の強化を図ることとしているとの方針や特定少年に対する保護処分と再鑑別（MJCAの再評定）の活用に関する構想が示されている。

「改正法」においての鑑別や調査実務の分析については、ある程度運用経験が蓄積された段階になってから検証に取り組むことになろうが、2000年改正の後に示された司法研修所編『改正少年法の運用に関する研究』のような実証的研究を通じた処分選択判断の客観化の取り組みは有効な取り組みと思われる。また同研究に対して行われた研究者グループによる研究結果や分析手法に対する外部検証についても有益な研究と評価できるものと思われる。2000年改正後の実務運用の分析として取り組まれたこうした研究の再現の必要性については、2021年「改正法」施行後の実務を評価するうえでの少年法学上の研究課題として公的研究機関及び外部研究者の共通課題として問題意識を共有しておく必要があるものと思われる。また、検証に取り組むに際しては、本研究の立場からは、特定生活指導など特定少年に対する少年院矯正教育の処遇をふまえた「調査・鑑別と処遇の連携」についての効果検証に取り組む必要性も高いことを指摘しておきたい。

本研究で取り組んだ考察を通じ、特定少年についての調査、処遇段階における「親等」の法的位置づけと関与形態の実際の分析、特定少年に対する虞犯規定適用除外の代替的措置としての行政的、福祉的対応の実際についての分析、実証研究による特定少年の処分選択の客観化とそれに対する外部検証の必要性、「従前同様の取り扱い」を行うとする矯正や保護実務の理解については、その正当性について精密な検討が必要となる、などの理解に至るとともに、「改正法」における運用を丁寧に観察していく必要があること等についても「改正法」施行後の少年法学上の研究課題となる論点となるとの結論に至った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 渡邊一弘	4. 巻 No.37
2. 論文標題 原則逆送対象事件の拡大について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 106-112
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊一弘	4. 巻 57巻4号
2. 論文標題 エビデンスに基づく司法制度論の探求 - 裁判員制度施行10年総括を契機として -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 罪と罰	6. 最初と最後の頁 76-79
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊一弘	4. 巻 68巻681号
2. 論文標題 少年司法と刑事司法の関係	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 青少年問題	6. 最初と最後の頁 42-47
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊一弘	4. 巻 58巻3号
2. 論文標題 少年法適用年齢の引下げについて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 426-441
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊一弘	4. 巻 712
2. 論文標題 千葉県青少年健全育成条例二〇条一項における青少年に対するみだらな性行為等を禁止する規定違反を非行事実として少年を第一種少年院送致処分に付した原決定に対する抗告を棄却した事例（東京高決平28・6・22）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 判例時報2365号付録・判例評論	6. 最初と最後の頁 166-172
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊一弘	4. 巻 667
2. 論文標題 成人年齢一八歳をめぐる法的検討 - 本号企画を振り返って	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 青少年問題	6. 最初と最後の頁 42-47
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊一弘	4. 巻 48
2. 論文標題 2021年改正少年法における少年保護手続の問題 - 特定少年の保護者、虞犯規定適用除外、調査をめぐる問題を中心に -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 専修大学法学研究所紀要48号刑事法の諸問題11	6. 最初と最後の頁 77-109
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 渡邊一弘
2. 発表標題 統計から見る再犯と再犯防止の現在（シンポジウム「再犯と再犯防止」）
3. 学会等名 第56回日本犯罪学会総会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 渡邊一弘ほか
2. 発表標題 「少年法適用年齢の引き下げについて」(分科会 「少年年齢と若年者刑事法制」)
3. 学会等名 日本刑法学会第96回大会分科会 「少年年齢と若年者刑事法制」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 渡邊一弘
2. 発表標題 「2021年少年法改正により生じる少年保護手続に関する問題 - 特定少年に対する虞犯規定適用除外と調査をめぐる問題を中心に - 」
3. 学会等名 日本刑法学会第100回大会ワークショップ「少年司法制度の課題と展望」
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 高橋則夫、山口 厚、井田 良、川出敏裕、岡田好史編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 582
3. 書名 日高義博先生古稀祝賀論文集 下巻(執筆担当: 「処分選択における『優先』概念について」(499-516頁))	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------